

講演会

×
専門家
による
無料相談会

11月22日 金



講演会
もっとわかる 成年後見制度
～利用しやすくなるための今後の行方～

時間 13時30分～15時00分

定員
100名
先着順

講師

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトとむす
かわばた のぶ こ
代表理事 川端伸子 さん (前厚生労働省・成年後見制度利用促進専門官)
老人ホームを利用している親にかかる費用として本人名義の通帳から、まとまったお金をおろそうとしたら、成年後見制度の利用が必要だと言われた。それって一体どんな制度なの？
どうやって利用するの？費用はわかるの？
そんな疑問に厚生労働省で長い間、成年後見制度を進める専門官をされてきた川端さんが、住民の目線でわかりやすく説明します。

専門家による 無料相談会

弁護士 司法書士 社会福祉士 行政書士 税理士

時間 15時10分～17時00分 (予約制)

5土業の専門家が協力して実施する無料相談会です。専門知識を活かしたアドバイスのほか、複雑な問題にも連携して対応します。詳細は裏面をご覧ください。

会場 おだわら総合医療福祉会館 4階

主催

おだわら成年後見支援センター TOMONI (とち) (小田原市社会福祉協議会)

共催

公益社団法人 コスモス成年後見サポートセンター 神奈川県支部/小田原西地区

講演会、相談会ともに、お申込みは裏面をご覧ください。

講演会

●テーマ もっとわかる 成年後見制度

認知症や障がいなどの理由で物事を判断することが難しい人は、福祉サービスの利用契約や財産管理など、自分で行うことが困難であったり、悪質商法の被害も心配です。このような人の代わりに契約をしたり財産を管理したりして、支援するのが成年後見制度です。

- 成年後見制度とはどんな制度？
 - 利用するための必要な手続は？
 - 利用する場合の費用はどのくらい？
 - いろいろと難しそうだけれど利用しやすくなるのか？
- そのようなことについて、わかりやすくお話しする講演会です。

●講師

一般社団法人 権利擁護支援プロジェクトともす
かわばたのぶこ
代表理事 **川端伸子** さん

講師プロフィール (主な職歴)

- 平成 18 年 4 月に東京都老人総合研究所 (現・東京都健康長寿医療センター研究所) に入職し、権利擁護、高齢者虐待についての相談・研修を担当される。
- 平成 22 年 4 月から東京都福祉保健財団の高齢者権利擁護支援センター長を務められる。
- 平成 30 年 4 月から令和 5 年 3 月末まで厚生労働省で成年後見制度利用促進専門官として勤務。
- 令和 5 年 5 月から現職。



成年後見制度

専門家による無料相談会
各専門家と対応する相談内容

予約制・相談時間 (お一人につき 30 分以内を予定)
事前にお申込みいただいたご相談内容に応じた士業の専門家などに対応いたします。内容が多岐にわたる場合は、複数 (多職種) で同時に対応いたします。



司法書士

親族間などの紛争がなく、本人資産が多額な場合や複雑な土地取引がある場合などの相談



弁護士

法律全般の相談に対応
多額の債務整理、親族間での紛争がある場合などの相談



社会福祉士

福祉サービスの利用など身上保護が中心になる場合などの相談



行政書士

成年後見制度に関する一連の手続きなどの相談

※ 本事業は、行政書士が開催している研修 & 相談会とも共催です。



税理士

税金全般の相談に対応
相続税に関することなどの相談

会場・申込み

●会場 おだわら総合医療福祉会館 4階

(小田原市久野 115-2)

●申込み 受付期間：10月1日～11月8日

講演会、相談会ともに電話もしくは下のQRコードでお名前、ご住所、電話番号などをお伝えください。
特に相談会は予約制とします。
ご相談の内容に応じた士業の専門家などで対応いたしますので、事前に相談内容をお知らせください。

おだわら成年後見支援センター TOMONI (ともに)

(小田原市社会福祉協議会内)

TEL 0465-35-7770

FAX 0465-35-7771

Mail odawarashi.shakyo@gmail.com



講演会申込用



相談会申込用

交通アクセス
バスご利用の場合
(小田原駅西口から約 10 分)
久野車庫行き又は
免河原橋端に乗り換え
～市立病院前下車

徒歩の場合
小田原駅から約 20 分
足柄、井田駅から約 10 分



※ 駐車場はありません。お車でお願いいただく場合は、周辺の有料駐車場をご利用下さい。